

岩都発第 1286 号
令和 6 年 8 月 5 日

岩倉市自転車活用推進計画検討委員会 会長 様

岩倉市長 久保田 桂朗



岩倉市自転車活用推進計画について（諮問）

このことについて、岩倉市自転車活用推進計画検討委員会条例（令和 6 年 3 月 28 日条例第 1 号）第 3 条の規定に基づき、貴委員会に対し、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

- ・自転車活用推進計画に盛り込むべき項目及び内容の検討に関する事
- ・自転車活用推進計画の素案の策定に関する事

2 諮問の趣旨

平成 29 年に施行された「自転車活用推進法」では、地方公共団体は、その区域の実情に応じた施策を策定し、実施する責務を有することが規定され、市町村自転車活用推進計画を定めるよう努めることとされており、同計画には自転車ネットワーク計画を位置付けることが基本となっています。

平成 31 年には道路構造令の改正により自転車通行帯が位置付けられ、令和 5 年には改正道路交通法が施行され、いわゆる電動キックボード等のうち、一定の基準に該当するものを特定小型原動機付自転車と定義し、自転車と同様の空間を走行することとなりました。

自転車は、買物や通勤、通学、子供の送迎など日常生活における身近な移動手段や、サイクリングなどレジャーの手段等として、多くの人々に利用されています。こうした極めて身近な交通手段である自転車の利用促進は、環境への負荷の低減、災害時における交通機能の維持、健康増進、交通渋滞の緩和など多くの利点をもたらすと期待されます。

市民の生活の質の向上と持続可能な都市交通の実現を目指し、実効性のある岩倉市自転車活用推進計画を策定するため、貴委員会のご意見を求めたく、ここに諮問します。